

政策目標 27 IT 革命の推進

国民生活や産業社会における IT 化とともに、行政サイドの IT 化が進められ、誰もが恩恵を享受できる「日本型 IT 社会」の実現が図られること

(1) 港湾分野における行政手続の電子化を推進する

港湾における諸手続は、複数の行政機関に様々な様式の申請・届出等を行う必要があり、非常に煩雑であった。その課題を解消するため、国土交通省の港湾分野（港湾管理者・港長）における行政手続の電子化・ワンストップサービス化を推進する港湾 EDI の普及等により、行政手続を電子的に受け付けることが可能な体制を整備していく必要がある。

業績指標：港湾 EDI システムの普及率

②

目標値：100% (H17 年度)

実績値：85.5% (H16 年度)

初期値：22.0% (H13 年度)

○ 業績指標 115：港湾 EDI システムの普及率

(指標の定義)

対象機関である重要港湾以上の港湾管理者及び特定港の港長に対する港湾 EDI の整備率。

EDI : Electronic Data Interchange (電子情報交換)

(目標値設定の考え方)

現在、対象機関に港湾 EDI システムの整備を行っており、その普及率を平成 17 年度までに概ね 100% とする。
(重要港湾以上の港湾 (128 港) と港則法の特定港 (86 港) の全ての港で利用可能な港湾を目指す)

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方自治体（港湾管理者） 等

過去の実績値 (年度)				
H12	H13	H14	H15	H16
19.2%	22.0%	55.1%	72.4%	85.5%

主な施策

主な施策の概要

① 港湾 EDI システムの設置及び管理

港湾 EDI システムは、港湾管理者・港長に係る港湾手続きの電子化を進める目的として、国土交通省港湾局と海上保安庁が港湾管理者と協力して開発し、平成 11 年 10 月より試行的に運用してきた。

また、平成 15 年には港湾法の一部を改正し、入港届等の港湾施設の利用に係る手続きについて、電子情報処理組織を国土交通大臣が一元的に設置及び管理することとし、平成 15 年 6 月より港湾 EDI システムの本格運用を始めた。

② 輸出入・港湾諸手続きのワンストップサービスの利便性向上への取組み

輸出入・港湾関連手続きについては、複数の行政機関が関与し、非常に煩雑であることから、その簡素化が強く求められている。財務省等の関連府省が協力して、通関情報処理システム (NACCS)、港湾 EDI、乗員上陸許可支援システム等の各システムを相互に接続・連携することにより、一回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続を行うことを可能とするシングルウインドウ化を平成 15 年 7 月 23 日に実現した。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス化や電子政府の実現など、港湾の利便性向上のため、手続きの電子化の必要性が重視されてきた。
- 平成 15 年 6 月からの港湾 EDI システムの本格運用、平成 15 年 7 月の輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービスの実現に伴い、新たな港湾管理者が参加し、平成 16 年度末の実績値は 85.5% (港湾管理者 97 港と全特定港 86 港) であり、目標の達成に向けて順調に指標は伸びている。

(施策の実施状況)

- 港湾管理者等への説明会を適宜実施。(北九州港・三島川之江港等)
- シングルウインドウの利便性向上のため、IMO (国際海事機関) の FAL 条約 (国際海運の簡易化に関する条約) の批准や改正 SOLAS 条約 (海上人命安全条約) の発効等を視野に入れた手続きの見直しを検討。

今後の取組の方向性

- 今後も、引き続き利用港湾拡大に向け、港湾管理者等への説明を行う。
- 電子政府構築計画において決定された、既存の業務・システムに関する最適化計画を平成 17 年度のできる限り早期に策定し、システムの改良等に努める。

平成 17 年度以降における新規の取組

- 港湾関連手続きについて、関係府省共通の FAL 様式の採用や入港前の諸手続きの項目の大幅削減・共通様式化等を行い、これらの簡素化された様式での申請が 2005 年 11 月から可能となるようシステムの改良を進める。
- また港湾 EDI システムの最適化計画に基づき、システム改良を行い、利便性の向上を図る。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局港湾経済課 (課長 田村 明比古)

関係課：海上保安庁交通部安全課 (課長 村上 玉樹)、
同庁警備救難部警備課 (課長 星島 伸至)

政策目標27 IT革命の推進

国民生活や産業社会におけるIT化とともに、行政サイドのIT化が進められ、誰もが恩恵を享受できる「日本型IT社会」の実現が図られること

(2) 民間によるネットワークインフラの形成を支援する

e-Japan 重点計画における重点政策のひとつである「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」を実現するため、光ファイバ等収容空間を整備することにより公共施設管理の高度化を図るとともに、それらを迅速に開放することにより民間によるネットワークインフラの形成を支援していく必要がある。

業績指標：公共施設管理用光ファイバ等収容空間
ネットワークの延長②

目標値：33,000km (H17年度)

実績値：32,500km (H16年度)

初期値：31,050km (H14年度)

○業績指標 116：公共施設管理用光ファイバ等収容空間ネットワークの延長

(指標の定義)

<河川>公共施設管理用光ファイバ収容空間の整備延長

<道路>共同溝、電線共同溝及び情報BOXの整備延長

<港湾>公共施設管理用光ファイバ収容空間ネットワークの整備延長

上記延長の合算値

(目標値設定の考え方)

<河川>公共施設管理上必要な区間において光ファイバの収容空間を整備。(平成17年度末約7,760km)

<道路>新道路整備五箇年計画期間内に全国の5割の市町村の主要な幹線道路において光ファイバの収容空間(共同溝、電線共同溝及び情報BOX)を整備。(平成17年度末約25,300km)

<港湾>ITを活用した港湾管理業務の高度化・効率化の要請の高い、中枢・中核港湾を中心とした地域において整備。(平成17年度末約52km)

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

該当なし

による電線類地中化等にあわせて光ファイバおよびその収容空間の整備・開放を進める。

(H16予算額(国費)約1,618億円)

③ 港湾施設管理用光ファイバ収容空間の整備

臨港道路等の下に港湾施設管理用の光ファイバ収容空間の整備を推進する。(H16予算額(国費)約3億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- これまでの実績値の大きな伸びは、2001年1月に策定された「e-Japan戦略」に基づき、国家戦略として、本格的にIT基盤の整備を推進してきたことが寄与していると考えられる。
- しかしながら、IT基盤整備の推進の結果、公共施設管理用光ファイバ等収容空間の整備は概成しつつあり、今後の実績値の伸びは緩やかになると考えられる。

(施策の実施状況)

- 平成12年度から、河川、道路、港湾施設における光ファイバ等収容空間整備を推進し、情報通信ネットワークの形成が促進されたことにより、民間によるネットワークインフラの形成に寄与する収容空間の開放が行われている。
- 河川、道路の収容空間の開放においては、その区間など必要な情報を一般に公表し、利用希望者を募っている。

今後の取組の方向性

- 今後は、河川、道路、港湾施設における光ファイバ等収容空間の整備を進めるとともに、これらの開放を順次進める。
- 情報BOXの不連続区間の解消を推進する。
- 平成16年4月に策定した「無電柱化推進計画」に基づき、電線共同溝の整備等による無電柱化を推進し、市街地の幹線道路の無電柱化率を9%(平成15年度末)から17%(平成20年度末)に引き上げる。

(年度)				
H12	H13	H14	H15	H16
24,430km	28,140km	31,050km	31,750km	32,500km

主な施策

主な施策の概要

① 河川管理等の高度化に対応した光ファイバ整備事業の推進

災害時及び平常時において河川管理施設等の常時観測及び遠隔操作等、施設管理の高度化、効率化を図るために、施設管理用光ファイバおよびその収容空間の整備・開放を進める。(H16予算額(国費)約31億円)

② 情報ハイウェイの構築

道路管理用光ファイバの整備や電線共同溝の整備等

(新たな目標設定)

- ・ 公共施設管理用光ファイバ等収容空間の整備は概成しつつあるものの、不連続区間が残っており、引き続き整備推進が必要であることから「公共施設管理用光ファイバ等収容空間ネットワークの延長」を指標として採用。

引き続き、公共施設の管理上必要な区間において収容空間の整備を進める。

担当課等

担当課：総合政策局事業総括調整官（横山晴生）

関係課：河川局河川計画課（課長 布村明彦）

道路局国道・防災課（課長 鈴木克宗）

港湾局環境・技術課（課長 佐原光一）

政策目標 27 IT 革命の推進

国民生活や産業社会における IT 化とともに、行政サイドの IT 化が進められ、誰もが恩恵を享受できる「日本型 IT 社会」の実現が図られること

(3) 地理情報の利用環境の整備・充実を図る

誰もがより簡便で優れた GIS コンテンツと多くの地理情報を利用できるようにするため、地理情報の利用環境の整備・充実を図る必要がある。

業績指標：電子国土 Web システムを利用する団体の数④ 目標値：2000 団体 (H20 年度)

実績値：54 团体 (H16 年度)

初期値：33 団体 (H15 年度)

○ 業績指標 117：電子国土 Web システムを利用する団体の数

(指標の定義)

地理情報の利用環境の整備・充実を図るまでの指針。電子国土 Web システムを利用してウェブによる地理情報を含んだ情報発信等を独自に行って電子国土に参加した国の機関、地方公共団体、教育機関、NPO 法人等の団体の数。なお、省庁の部局・地方出先機関など同一の組織の複数の部署が参加する場合であっても、それぞれが独立したウェブサイトを運用するなど独立した参加形態を取っている場合はそれを 1 団体と数える。また、現行では電子国土への参加を公共的な機関に限定しているが、今後参加対象を民間企業、個人などへも拡充する可能性があり、その場合の単位「団体」には個人等も含むものとする。

(目標値設定の考え方)

第 6 次基本測量長期計画(計画期間平成 16 年～平成 25 年)において「特に早期の対応が求められている事項」に対する「5 年後の目標及び規模」として定められた業績指標値。

(考えられる外部要因)

- ・ 地理情報の利用に関連する情報通信技術動向(他の関係主体)
- ・ 任意の地理情報利用団体(参加主体)

し、有効に活用するための電子国土 Web システムを構築する。

※電子国土・・・各種位置情報や地理情報について、その変化を可能な限りリアルタイムに取得し、統合利用できるようコンピュータ上に現実の国土を再現したもの。国土地理院が提唱。

予算額 23 百万円 (H16 年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 15 年 7 月に電子国土 Web システムを公開し、国や地方自治体、非営利団体等を対象に参加団体を募って地理情報の発信をしてきた。当初は参加団体の対象を非営利のものに限定していたため、平成 16 年度は指標に大幅な増はない。
- ・ しかし、平成 17 年 3 月 29 日に技術情報の公開を行い、対象を民間企業、個人など一般に拡大したことにより、技術情報公開後は電子国土 Web システムに関する問い合わせが増加しており、Web サイト作成中の企業や個人が多数あると推測される。従って今後参加者は着実に増加するものと考えられる。

(施策の実施状況)

- ・ 電子国土 Web システムの機能拡張として空間参照機能の高度化や編集機能の拡充を行った。
- ・ 電子国土の発展・推進を図るために、学識経験者、民間等による電子国土運営協議会を設置した。

今後の取組の方向性

- ・ 電子国土 Web システムの機能拡張として空間参照機能の高度化や編集機能の拡充を引き続き行う。
- ・ 電子国土 Web システムの機能拡張と併せて普及活動の充実を図る。

過去の実績値

H	H	H	H15	H16
			33	54

主な施策

主な施策の概要

・ 電子国土 Web システムの構築

多くの者がより簡便で優れた GIS コンテンツを利活用し、IT 社会の実現に資するため、基盤的な地理情報をもとにして、さまざまな整備主体が保有する地理情報を位置情報に基づいて統合

平成 17 年度以降における新規の取組

- ・ 電子国土のユビキタス化の推進

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院

　　総務部政策調整室（室長 桐内 勉）

関係課：企画部企画調整課（課長 齊藤 隆）、
企画部（電子国土調整官 杉山正憲）、
企画部地理情報システム推進室（室長
小荒井 衛）、地理情報部情報普及課（課
長 久保紀重）

政策目標 10 海上における治安の確保

海上における犯罪の危害から生命、財産の安全の確保が図られること

(1) 海事保安強化のための基盤システムを構築する

船員手帳等の船員データの電子化のための技術開発を行い、手帳交付手続等の効率化と海事保安の強化を図る。

船員データの電子化等による海事保安強化のための基盤システムの精度

業績指標	: 誤認率（他人受入率）	目標値：0.001%以下 (H17年度)
業績指標	: 誤認率（本人拒否率）	目標値：0.5%以下 (H17年度)
業績指標	: 船員手帳交付手続所要時間	目標値：10分以内 (H17年度)
業績指標	: バイオメトリクス情報の登録時間	目標値：45秒以内 (H17年度)
業績指標	: バイオメトリクス認証時間	目標値：10秒以内 (H17年度)

○業績指標：誤認率（他人受入率）

(指標の定義)

試行的導入時にバイオメトリクス情報を用いた個人認証を行い、その際、本人以外の不特定の者を当該本人と認識したもの率

*バイオメトリクス情報：生物の種々の現象を測定し、変異の状態を統計的に処理した情報
(目標値設定の考え方)

誤認率（他人受入率）を0.001%以下とする。

(指標の定義)

試行的導入時に、電子化された船員手帳の交付手続に要した時間

*船員手帳：船員の身分を証明する手帳
(目標値設定の考え方)

船員手帳交付手続所要時間を10分以内とする。

過去の実績値（年度）

H12	H13	H14	H15	H16
				—

○業績指標：誤認率（本人拒否率）

(指標の定義)

試行的導入時にバイオメトリクス情報を用いた個人認証を行い、その際、本人を当該本人と認識しなかったものの率

(目標値設定の考え方)

誤認率（本人拒否率）を0.5%以下とする。

過去の実績値（年度）

H12	H13	H14	H15	H16
				—

○業績指標：バイオメトリクス情報の登録時間

(指標の定義)

試行的導入時に、バイオメトリクス情報の登録に係る事務処理時間

(目標値設定の考え方)

バイオメトリクス情報の登録時間を45秒以内とする。

過去の実績値（年度）

H12	H13	H14	H15	H16
				—

○業績指標：バイオメトリクス認証時間

(指標の定義)

試行的導入時に、バイオメトリクス情報を用いた個人認証を行い、その認証結果が確定するまでの所要時間

(目標値設定の考え方)

バイオメトリクス認証時間を10秒以内とする。

○業績指標：船員手帳交付手続所要時間

過去の実績値（年度）

H12	H13	H14	H15	H16
				—

主な施策

主な施策の概要

- ① 平成 16 年度及び平成 17 年度の 2 カ年の事業とする。
- ② 平成 16 年度においては、バイオメトリクス情報の読み取り装置、船員手帳の発給システムなど、船員手帳等の電子化のためのシステムの検討・設計を行う。
- ③ 平成 17 年度においては、16 年度において設計したシステムについて試行的導入を行い、実際に船員に使用してもらうことにより、本人確認の確実性、船員行政の効率化の検証を行う。
- ④ なお、実用化については、国際動向を踏まえつつ平成 18 年度以降に検討を行う。

予算額：約 1.2 億円（H17 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 試行的導入は未実施であるため、不明。

(施策の実施状況)

- ・ 船員手帳の試作品の選定やシステムの基本設計は計画通り終了した。

今後の取組の方向性

- ・ 今年度は、約 1000 人を対象に、船員の指紋（左右両手の人差し指）情報を 2 次元バーコード（PDF417）として登録、認証確認などの実証実験を行う。

平成 17 年度以降における新規の取組

- ・ 今年度は、約 1000 人を対象に、船員の指紋（左右両手の人差し指）情報を 2 次元バーコード（PDF417）として登録、認証確認などの実証実験を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局船員労働環境課（課長 後藤洋志）